

VIII. 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的風致を形成する上で重要な歴史的建造物について、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、歴史的風致形成建造物として指定する。

なお重点区域においては、今後とも継続的な調査を実施し、随時追加指定を行っていく。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準

本市の重点区域における歴史的風致を形成している建造物等で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

1. 意匠・形態・技術性が優れているもの。
2. 歴史性、希少性、地域的な固有性などの観点から保存が必要なもの。
3. 外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもので、所有者又は管理者等による適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の活動が継続的に行われる見込みがあるもの。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)第 7 条第 1 項に基づく府指定有形文化財(建造物)及び同条例第 46 条第 1 項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝。
2. 堺市文化財保護条例(平成 3 年条例第 5 号)第 4 条第 1 項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)及び同条例第 33 条第 1 項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝。
3. 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財。
4. 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物。
5. その他、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの。

2. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方

(1) 維持管理の基本的な方針

1. 歴史的風致形成建造物の様式や特徴を顕著に示す意匠や形態に関して、史実に基づいた保存又は復元に努めるとともに、歴史的風致を形成している人々の活動の場としての利活用を妨げないよう適正に維持・管理を行い、歴史的風致の維持向上につなげる。
2. 歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持向上のため、また地域住民及び来訪者が地域の歴史的風致を体感できるよう、積極的に公開・活用を図る。公開にあたっては、通常外部から望見される外観だけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。
3. 歴史的風致形成建造物が、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)、堺市文化財保護条例(平成 3 年条例第 5 号)に基づく文化財指定又は登録等、景観法に基づく景観重要建造物の指定、またその他法令に基づく指定等がされている場合は、上述の方針 1. を踏まえた上で、該当する法令に基づいた適正な維持・管理を行う。

4. 景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物については、上述の方針 1. を踏まえた上で、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るために、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。
5. 他の法制に基づく指定等が行われていない歴史的風致形成建造物に関しては、詳細な調査を行うとともに、その価値に応じた文化財指定、登録等による保護を図るように努める。

(2)届出が不要となる行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)第 7 条第 1 項に基づく府指定有形文化財(建造物)について同条例第 24 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請、及び同条例第 46 条第 1 項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝について同条例第 55 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請、同条例第 19 条第 1 項又は第 52 条に基づく修理又は復旧の届出を行った場合。
2. 堺市文化財保護条例(平成 3 年条例第 5 号)第 4 条第 1 項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)について同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等、及び同条例第 33 条第 1 項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝について同条例第 36 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請、又は第 15 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合。
3. 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合。
4. 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

3. 歴史的風致形成建造物指定候補

番号	名称	文化財の種類	年代	所在地
1	井上家住宅主屋	堺市指定 有形文化財	江戸期	堺区北旅籠町西 1-3-22
	写真		位置図	
				